

文化財学習会

ふるさと探訪

テーマ 明治150年企画①：

松平頼該（左近さん）を訪ねる

講師 山本 英之（高松市文化財専門員）

日時 平成30年10月14日（日）



共 催

高松市歴史民俗協会

高松市文化財保護協会

高松市教育委員会

目次

1	石清尾八幡宮	・	1
2	長谷川宗右衛門表忠ノ碑	・	4
3	紫雲山 親量院 靈源寺	・	14
4	亀阜莊	・	18
5	講道館	・	28
6	新建大聖廟記碑	・	30

1 石清尾八幡宮

石清尾八幡宮は高松市街地の南西、石清尾山の麓に鎮座し、日常の散策や恒例の市立祭、例大祭などを通じて市民に親しまれています。仲哀天皇、応神天皇、神宮皇后を祭神とし、その起源は平安時代の延喜十八年（九一八）に八幡大神が赤塔山（神社裏山）に現れた奇瑞に遡るとされ、一説には時の国司が京都の石清水八幡宮の御分霊を勧請したことに始まるとも伝えられています。赤塔山は石清尾山から東に伸びる尾根の先端に当たり、この尾根が亀命山（亀ノ尾山）と呼ばれたことから、「石清水」と「亀ノ尾」を合わせて「石清尾」となったということです。今年は創祀千百年の記念の年に当たり、六月三日の「創祀千百年祭」などの記念行事が執り行われました。

南北朝時代に、讃岐ほか四国一円を領有した室町幕府管領細川右馬頭頼之をはじめ、生駒家や高松藩松平家の歴代藩主も石清尾八幡宮を篤く崇敬し、長年にわたって社殿の改築や社領の寄進が繰り返されて来ました。生駒親正は高松城と城下町の建設に際して神社を城の鎮守社と定め、息子の一正は社領二十石八斗を寄進。代わって松平頼重が入封すると、それまで山頂にあった社殿を現在地に移して社屋を一新し、社領二〇二石を寄進しました。このとき、社殿を鶴岡八幡宮に模し、祭礼は石清水八幡宮に倣ったとされています。

恒例五月三日の市立祭は、貞治三年（一六六六）四月三日の細川頼之による右馬頭祭が

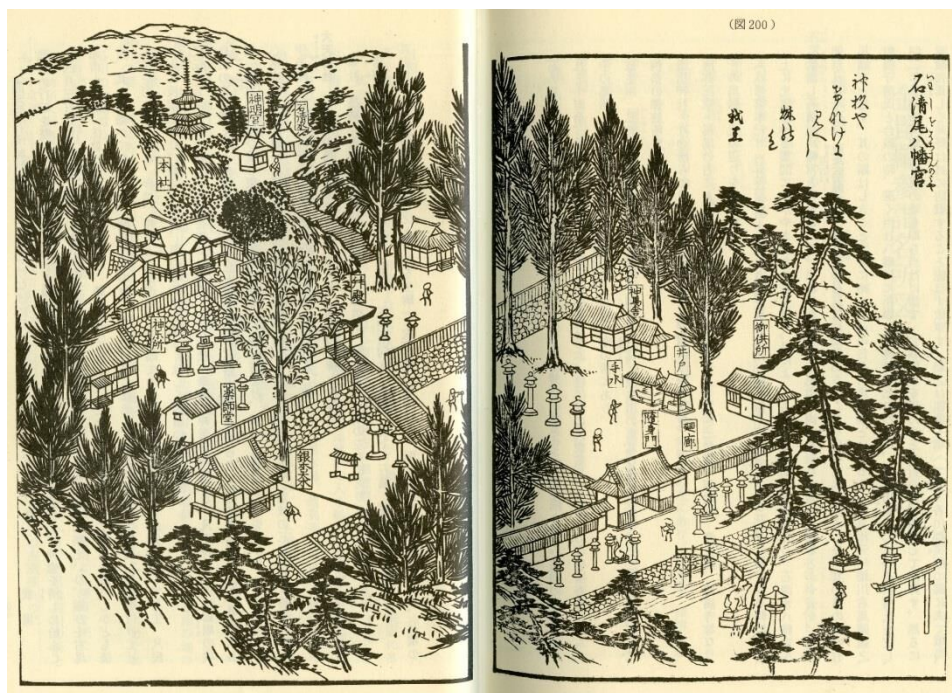


図1 『金毘羅参詣名所図会』に描かれた石清尾八幡宮境内

起源とされ、初期は甲冑をまとった騎馬武者が神前を疾走する勇壮なものでしたが、後に農具や植木の市となって現在に伝わっています。

江戸時代、旧暦の八月十五日に執り行われた例大祭は城下の氏神の祭礼として賑わい、町々がそれぞれに作り物や幔幕で飾った「船」と呼ばれる山車を引き出す壮観なものでした。現在は十月の第三土・日曜日を祭礼日に定めて地元有志の協力を得て賑わいを見せています。讃岐国名勝図会には大祭の行列の様子が記されています。

金毘羅参詣名勝図会によると、近世の社頭には本殿・幣殿・拝殿・神楽殿などの多くの社殿や末社があつたことが記されており、歴代藩主が寄進した石灯籠ほかの石造物も多数ありました（現在の献灯の配置を図示しました）。現在の本殿・幣殿・上拝殿の三社は、昭和六十一年（一九八六）の消失後に再建されたもので、下拝殿前の広場も、平成六年の改修工事で階段や石垣の修築とあわせて、東へ三メートルほど拡張したということです。

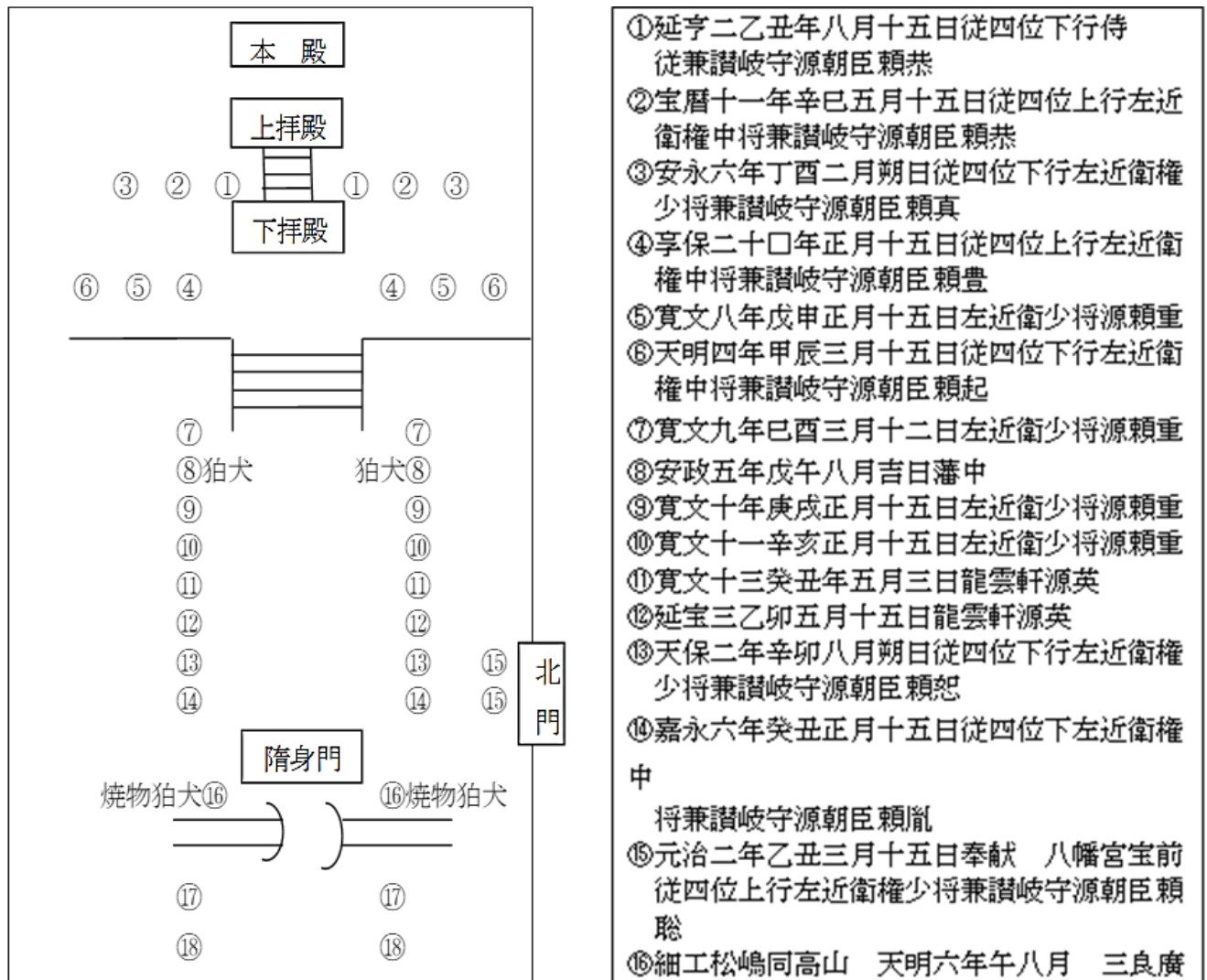


図2 石灯籠の配置と寄進者

2 長谷川宗右衛門表忠ノ碑

石清尾八幡宮の下拝殿の右手に、松平頼該（左近さん）とともに幕末の尊王運動に奔走した長谷川宗右衛門の表忠の碑があります。

長谷川宗右衛門は、享和三年（一八〇三）に江戸詰め藩士の家に生まれ、二十三歳のときと同じく江戸詰め長谷川家の養子となり翌年に家督を継ぎました。実家の松崎家からは、宗右衛門の甥とともに尊王運動に身を投じ、幕末の藩政改革を担いながら道半ばで凶刃に倒れた松崎渋右衛門が出ています。

家督を継いで江戸藩邸に出仕した文政九年（一八二六）頃から宗右衛門は次第に尊王の想いを強め、水戸の徳川斉昭（高松藩九代藩主頼恕の弟）やその側近の藤田東湖、松平頼該らとの関係を深めていきます。しかし水戸藩主となった斉昭は、急進的な藩政改革の失敗（弘化元年（一八四四）や將軍継嗣問題（安政五年（一八五八））を巡って江戸幕府と対立を深めたことから藩主の座を追われ、高松藩十代藩主の頼胤が幕府から水戸藩の後見を命ぜられました。このことで水戸藩と高松藩の関係は次第に険悪となり、宗右衛門は両藩の関係修復を決意して独断で水戸藩士を説得しましたが、かえって藩主頼胤の怒りを招き、甥の松崎渋右衛門とともに高松への帰藩と謹慎が命ぜられました。

折しも安政五年の八月、大老井伊直弼が朝廷の勅許を経ずに日米修好通商条約を結び孝明天皇がこれに反発すると、宗右衛門は高松藩を出奔し、諸国を転々としながら梅田雲浜や頼三樹三郎らと井伊大老失脚を謀ります。しかし、安政の大獄により同志らが次々と捕縛されると身の置き場を失って大坂藩邸に出頭。江戸や高松での獄中生活は、文久二年（一八六二）十一月まで二年余にも及びました。

それから高松藩は、元治元年（一八六四）の禁門の変や慶応二年（一八六六）の第二次長州征伐でも幕府を支え続け、ついに慶応四年（一八六八）一月、鳥羽伏見の戦いで官軍が勝利すると高松藩は朝敵とされ追討軍が差し向けられる事態に陥りました。このとき宗右衛門は、隠居の身も顧みず松平頼該らとともに藩主に朝廷への恭順を訴え、一方で自ら京都の太政官府へ追討令解除の陳情に赴くなど藩のために奔走しました。しかし、二家老の切腹により高松藩が表面的に朝廷に恭順の態度を示してからも、宗右衛門らの徹底した尊王の態度は藩内でも疎んぜられ続け、明治三年（一八七〇）、失意のうちに六十八年の生涯を閉じました。

「贈正四位峻阜長谷川君表忠碑」の碑文と釈文（『風声潮音 高松藩先靈の碑』から引用）

贈正四位峻阜長谷川君表忠、碑 貴族院副議長正三位勲三等伯爵
松平頼寿篆額

西郷南洲、交友録ニ云フ、長谷川宗右衛門、高松藩、儒者、正派也。吉田
松蔭、留魂録ニ云フ、予在リテ獄ニ蒙ルト長谷川翁、激励。二子者近世勤王魁傑
之士ナリ。是何ヲ以テ推許スルコト如此也。長谷川君諱ハ秀驥、字ハ邦傑、号ハ峻阜、
以テ宗右衛門一行ハル。高松藩、巨室ニシテ、世々以テ傳相一在リ江戸邸ニ。自少
好ミ学ヲ、文雅行誼類ニ乎儒者ニ而非ザル儒者ニ也。孝明帝、朝幕府政衰、海警
多ク事、九重軫念シタマフ。君慨然トシテ著シ海防危言数篇一上ニ諸藩主靖公及ビ
宗藩水戸、烈公ニ。又因テ人ニ密カニ献ジ三條内府ニ、遂ニ入ルト御覽ニ云フ。時靖公
以テ溜間、首班一参与幕政、不悦バ烈公、唱フルヲ尊攘ヲ。君欲シ其ノ協一心シテ
宗藩一共ニ濟ハント時難上、諫諍甚ダ力ムルニ、遭レ讒、擯黜ニ幽ニ閉セラル。高松ニ。君既ニ
廢然タレドモ意眷々トシテ不忘レ其ノ主也。戊午党獄作、其ノ友多ク坐ス罪ニ。而シテ靖
公モ亦為ル党人ノ所ト嫉視ス。君嘆ジテ曰ク、是我ガ進退命窮マル之秋也。乃チ潜
脱藩シテ有ラント所。図ル。事覺レテ幕府執拘一囚ス江戸ニ。子速水モ亦在リ党籍ニ。
聞レ之ヲ請ヒ吏ニ代リテ父ニ就レ。刑、瘦ニ死ス獄中ニ。幕府議スルニ君ガ刑ヲ、君実ニ不
与ラ党事ニ、無シ罪ノ可一レ誅ス。乃チ從ヒ末減ニ、仍テ旋シテ幽レ藩ニ。既ニシテ而有二桜田

之變、詔下^{リテ}党禁解^ク。因^テ獲^{タリ}赦^{サルルヲ}。當^ニ是^ノ時^ニ、靖公老^イ、世子懿公襲^ッ封^ヲ。幕府益々衰へ、尊攘論大^{イニ}興^ル。君雖^モ屏居^{スト}、海隅其^ノ名隱然^{トシテ}動^ク乎列藩、志士^ノ間^ニ。會^タ懿公以^テ幕命^ヲ鎮^ニ護^{セントス}京畿^ヲ。臨^ミ發^{スルニ}、有^リ告^{グル}者^一、戊午^ノ殘党^ヲ、靖公^ニ凶^ル公^ノ不利^ヲ。公有^リ戒心^一。君奉^ジ命^ヲ先^ヅ往^{キテ}曉諭^シ、因^テ得^{タリ}無事^ヲ。公喜^{ンデ}將^ニ重^ニ用^{セント}之^ヲ。有^{リテ}阻^{ハム}者^一不^レ果^サ。而^{ルニ}君處^{シテ}之^ニ晏^{アン}如^{タリ}。戊辰公坐^{シテ}伏見^ノ事^ニ蒙^ル譴^ヲ。初^メ公^ノ伯父金岳君讓^{リテ}而^レ不^レ嗣^ガ、陰^ニ志^ス勤王^ニ。先帝特^ニ有^リ宸賞^一。至^{リテ}是^ニ君輔^{ケテ}而周旋^シ、累疏^{シテ}訴^フ冤^ヲ。未^ダ幾^{バクナラ}事^ニ白^{ナリ}、譴^ヲ積^ク。尋^ニ至^リ京^ニ、与^ト所^ノ昵^{シム}朝貴^一約^ス革^{メテ}宿弊^ヲ答^{ヘント}聖旨^ニ。及^{ンデ}歸^{ルニ}藩議責^{メテ}其^ノ越職蔑治^ヲ投^ズ獄^ニ。朝命^{ジテ}赦^{サシム}之^ヲ。君投^{ゼラルル}獄^ニ者前後^ニ、皆実^ニ賴^{リテ}朝命^ニ而免^ル。於^テ是^ニ感激^シ自^ラ刻^{シテ}印^ニ曰^フ天恩脱^ト獄^一。欲^シ詣^{リテ}闕^ニ謝^{セント}恩^ヲ、力^{メテ}疾^ヲ航海^シ、至^リ播洋^ニ舟中^ニ病劇^{ハシ}。乃^チ命^{ジテ}更^レ服^ヲ、扶坐^{シテ}東向再拜^{シテ}而死^ス。

時^ニ明治三年九月廿四日、年六十八^{ナリ}。

西郷南洲の交友録には、長谷川宗右衛門は高松藩の儒者の正義派であるといっており、又吉田松陰の留魂録には、私は獄中で長谷川翁の激励を受けたといっている。右の二氏は近世勤王の志士の中でも代表的な傑物である。この二氏がどういうわけで長谷川君をこのように高く評価するのである

うか。

長谷川君は諱は秀驥、字は邦傑といい、号は峻阜というが、宗右衛門という通称で知られている。高松藩の世臣の家柄で、代々世子のおもり役として江戸の藩邸にいた。少時から学問を好み、文事に嗜みがあり行動の宜しきかなう所が儒者に類して見られるのだが、儒者ではなかった。孝明天皇朝に幕府の政事は衰え海防の問題多事で、天子も痛く御心配なさっておられた。君は心の高まりにじっとしておれず、海防危言という数篇の著書を物して藩主靖公（頼胤）と宗藩水戸の烈公（斉昭）に献上した。又然るべき人を通してひそかに三條内大臣（実萬）に献上し、遂に天子の御覧に入ったという。当時靖公は溜間（親藩藩主の詰所）詰の首班として幕政に参与しており、烈公が尊王攘夷を唱道するのを不快に思っていた。君は靖公が宗藩に心を協せて共に時勢の危難を救うように進んでいただきたいと、諫争し進言することに精一杯努力したけれども、讒言に遭い却って黜けられて、高松に幽閉されてしまった。君はもはや何も出来ぬ状態におかれたけれども、心はいつも主君の事が忘れられなかった。安政五年戊午^{つちのえうま}の歳に、徒党を組んで幕政に楯衝くと見なされた者を大量に検挙したあの大獄（党獄）が起り、君の友人は多くそれに連坐して検挙された。そして靖公その人も党人（徒党を組んだ人たちの仲間）からにくしみの目で見られるようになった。君は嘆いて言った。これは私にとって進むも退くも天命窮まりどうにもならぬ時なのだと。そこでひそかに脱藩して、何か出来る事をやろうとしていた。しかし事は発覚し、幕府は君を捕えて江戸に投

獄した。この頃子の速水も党人の一員となっていた。君の投獄を聞いて、役人に願い出て父の身代わりに刑に処せられる事を請い、そして獄中で栄養失調で死んだ。幕府は君の刑について評議したが、君は実際は党の事に関与しておらず、死刑に値する罪も無い、というわけで刑を軽減する方法を取って、一転して藩に幽閉することにした。そのうちに桜田の変があり、詔が下って徒党を組む事の禁止令は解除になった。それで君は赦免された。この時に当たり、靖公は老いを理由に引退し、世子の懿公（頼聡）が藩主の職を襲いだ。幕府はますます衰え、尊王攘夷の論は大いに興った。君は家に引きこもっているとはいえ、海内においては隅々までも其の名は重々しく列藩志士の間に動いていた。折から懿公は幕命によって京畿を鎮護することになった。その出発前、告げる者があってわかったのだが、戊午の大獄で刑死した人たちの残党が靖公に恨みをもち、そこから京畿へ赴く懿公のために不利になる事を企んでいたのだった。懿公は警戒心をもたれた。君は公の命を奉じて先行して残党の人たちによく説いて諭し、それで何事も起こらずにすんだ。公は喜んで君を重く用いようとされたのだが、阻止する者があって果たされなかった。だが君はそれに対しても平気であった。戊辰の歳（明治元年）公は鳥羽伏見の役に高松藩兵が官軍に発砲したという事件に連坐して譴責（せき）を蒙られた。はじめ公の伯父金岳の君は弟靖公に譲って藩公の位を嗣がなかったが、その陰で勤王に志しておられた。先帝はそれを特に御嘉賞なさっておられた。今懿公の難に際して、君は金岳の君を輔佐しておとりもちし、共にいろいろと事情を連ねご説明して、藩公の無実の罪を訴え申し、

間も無く事實は明白となり、藩公への譴責は解除となった。それに引き続いて君は京に上り、親しい朝廷貴顕の人たちと懇談し、藩の宿弊を改革して聖旨に答え奉ることを約束した。ところが帰藩すると、藩議は君が職権を越え藩政を蔑視したという理由で責任を問い、投獄した。だが朝廷のご命令で赦免になった。君は投獄される事が前後二回もあったが、どちらも朝廷の御命令で免除となった。それで君は感激し、自分で「天恩脱獄（天朝の御恩命で脱獄できた）」という印判を刻んで用いた。さらに御所の門前にまで参上して御恩を謝し奉ろうと思ひ、病氣中にも拘らず強いて航海し、播磨灘で舟中に病は激しくなったので、衣服を改めさせ、側仕えに扶け支えられながら坐って東に向かい二度拝んで死去した。時に明治三年九月二十四日で、年は六十八であった。

君夙^ニ受^ケ知^ラ于烈公^ニ、与^ト藤田東湖武田耕雲齋日下部翼輔^一友^{トシテ}善^シ。又与^ト梁川星巖梅田雲浜頼三樹之徒^一交^リ、皆以^テ勤王^ヲ著^ル。而^{レドモ}其^ノ所^ハ秉^ト未^ダ必^ズ尽^シ与^ハ諸人^一合^ハ。党獄將^ニ作^{ラント}、雲浜等陰^ニ図^ル挙^{ゲント}事^ヲ。君不^{シテ}肯^{ガエンゼ}曰^ク、諸君^ハ草莽^ニ唱^フ義^ヲ我^ハ則^チ幕府親藩^ノ世臣^{ナレバ}、誼^ギ当^ニ与^レ之終始^ス已^{ノミト}。以^テ故^ヲ雲浜等^ハ罹^レ禍^ニ、君^ハ終^ニ不^レ及^バ焉^ニ。而^{レドモ}其^ノ忠肫^ニ至性勤王^ノ大義^ノ之死^{シテ}靡^レ他^チ則^チ一也。嗚呼^ア是^レ南州松陰之所^ニ以推許^{スル}也歟。設^{モシ}令^{メン}君^{ヲシテ}生^ニ薩長庶藩^ニ乎、霸威既^ニ墜^チ運會^ニ中興^ニ、決然起^{チテ}而輔^ケ王業^ヲ、為^{リシモ}下

維新ノ元勳如キ南洲ノ者ト未ダ可測也。不幸中道ニシテ蹉躓チスルモ亦能ク教ニ育シ英
 才ヲ繼ニ成セシムルコト遺志ヲ如キ松陰ノ者モイハアラザル難キニ也。夫レ唯親藩世臣ノ情牽レテ所ニ
 事フル間関崎嶇、不レ能ハ大イニ展一而止ミシノミ。明治朝追ニ褒シテ其ノ忠忱一贈リ正四
 位、速水贈正五位。頃者高松益壮社会与有志一謀、伐石ヲ表レ之ヲ、
 来リテ徴ス文ヲ。乃チ為ニ叙ベ其ノ厓畧、系レ之以テ銘ヲ。銘ニ曰ク、
 勤ムルハ王ニ惟一ナルモ、職分ハ不同。顧己ヲ秉レテシキヲ、乃チ見ス精衷一ヲ。
 卓尔タル君子ニシテ、行順ニ志崇シ。上ニ有リ聖明、下ニ有リ英雄。知リ我ヲ推サバ我ヲ、
 誰カ謂ハン道窮マルト。豊碑深ク刻シ、永ク仰グ高風一。懦モ立チ頑モ廉トナルハ、百世之
 宗○タレバナリト。

昭和十年九月 讃岐 牧野謙撰。古川清書。小野坂楽吉刻。

高松益壮会建。

君は早くから烈公に知遇を受け、藤田東湖・武田耕雲斎・日下部翼輔と友人として親しかった。又
 梁川星巖・梅田雲浜・頼三樹等と交り、これらは皆勤王の志士として著名である。けれども君が実
 際に執り行った事はといえば、必ずしもこれらの人と全部合ったわけではない。党獄が起ころうと
 する頃、雲浜らはそれとなく事を挙げようとして君に相談をもちかけた。君はそれに賛成しないで

言った、諸君は野にある士だから義を唱えることも出来る。だが私は幕府の親藩の世々の臣下なので、よしみとして終始これと一体として行動する外ないのだと。そういうわけで雲浜らは禍に罹^{かか}つて命を落したが君はそこまでには至らなかった。けれども、君も彼等も忠誠純真で至上の善良な性質をもち、勤王の大義を守って死んでも他事をなす事が無かったという点では、全く一つで差異がないのである。ああ、これこそ南洲や松陰が君を勤王の傑士として推称し許す理由なのであろうか。もし君が親藩でなく薩長その他の外様藩に生まれていたら、幕府の權威は既に失墜し皇政中興の機運に際会すれば、君は決然として起ち上がって王業を輔け、維新の元勳として南洲のような大功業を遂げたかも知れないのである。また不幸にして中道でつまづいたとしても、自分の代わりに英才を教育して彼等にわが遺志を継いで成就させるという、松陰の如き事をなすのも困難ではなかったかも知れないのである。君はただ親藩の世々の臣としての情がその仕える主君に牽かれてあれこれとゆきちがいがあり歩みなやんで、結局志を大いに展開する事が出来ずにすんだというまでの事である。明治の朝廷は君の忠節の誠を追賞して正四位を贈り、子息の速水には正五位を贈った。このごろ高松益壮会では有志と相談して、石碑を建てて君の事蹟を表彰しようとし、私の所へ来て碑文を求めた。それで君の事蹟の概略を述べ、それに続けて銘を記す。銘は次の通り。

王事に勤める志は一つであっても、人それぞれの職分は同一ではない。それで君は己の立場を顧みて適宜のやり方を執り、それによってわが真心をあらわした。君はずぬけた君子であって、そ

の行いはわが立場に順であり志は崇高であった。上には聖明の天子おわし、下には英雄があつて、我を知って下され、我を推称してくれるのだから、君の嘆いた我が道窮まるということは無かつたはずだ。ここに君の事蹟を大きな石碑に深く記し刻み、永遠に人々は君の高い風格を仰ぎ続けるのだ。これを読んで気の弱い臆病者もしっかりと自己が立ち、欲深者も恥を知っていさぎよくなるならば、それは君が百世を通じての有徳者だからである。

(平声東韻)

3 紫雲山 親量院 靈源寺

亀岡公園前の横断歩道から南へ一筋入ると、住宅地の中に塀を巡らせた寺院がひっそりと建っています。靈源寺という臨済宗のお寺で、山号を紫雲山、院号を親量院といいます。元は紫雲山を隔てて南東側の香川郡坂田郷にあつて千光寺といいましたが、延宝四年（一六七六）に松平頼重が女婿（久留米藩主有馬頼利）の菩提を供養するために、この地に遷して靈源寺と改めたということです。



靈源寺境内に建つ親量院墓所

元禄十年（一六九七）に綾歌郡長炭村佐岡寺山より観音像が出土したことから、二代藩主松平頼常の生母・親量院（水戸藩主徳川光圀の側室・玉井弥智）の発願により、二年後に靈源寺の一角にお堂を立てて子安観音として安置しました。続いて元禄十四年（一七〇一）には新量院の院号と寺領百石が寄進されています。

頼常生母・親量院は正徳四年（一七一四）十一月十二日に八十三歳の天寿を全うし、靈源寺に葬られました。

本堂の前庭の片隅には「瘞刀碑」という石碑が建てられています。慶応四年（一八六八）三月、高松藩の若き参政・玉井徳之助信敏が藩主の密書を携えて江戸へ急ぐ途中、三河国岡崎で薩長の討幕軍と遭遇し、祐伝寺に逃げ込んで密書を焼いて自害したという事件を伝えるもので、刀をこの地に埋め、玉井信敏の精忠を顕彰した碑です。

霊源寺東側の道に沿っては、栗林公園の園池から摺鉢谷川に向かって流れる小河川がありました。天保十五年（一八四四）の城下絵図や昭和八年（一九三三）の高松住宅明細地図などにその様子が描かれています。霊源寺の南東側では霊源寺池となっており、この豊かな水を利用して明治半ばから戦後にかけてこの付近でも製紙業が栄えました。現在の中野町公園付近に真鍋製紙会社、亀阜学校の南西には高松製紙会社などがありました。戦後まもなくの昭和二十五年（一九五〇）、中野町市営団地の建設により霊源寺池は姿を消しましたが、川の跡は現在の地形などからも辿ることができます。亀岡公園前の横断歩道の両脇には、参道に架っていた橋の名残である欄干が残されています。



北

図3 天保15年(1844)頃の亀阜荘付近の様子(出典:天保15年 高松城下図)



図4 昭和8年（1933）頃の霊源寺池の様子（出典：高松住宅明細地図）

4 亀阜荘

現在の亀阜小学校の全体と南側及び北西部の民家を含む付近のおよそ3千坪を占めて、松平頼該の別荘・亀阜荘がありました。東に正門、北に通用門を構えて御成の間、桜の間、梅の間、紅葉の間、書院、能舞台、芝居小屋、茶室などを備えた大きな屋敷で、東に面した馬場は八十間（百四十五メートル）もあつたといわれています。普請に三年の歳月を費やして天保一〇年（一八三九）の六月に落成し、この時から頼該は城内を出て生活の場を



「松平金岳公子亀阜荘旧迹」碑

この亀阜荘に移しました。校庭には、「松平金岳公子亀阜荘旧迹」と「贈正四位松平左近君紀功碑」の二つの石碑が佇んでいます。

頼該の逝去後は松平家の別荘となっていました。明治時代になって香川県に引き継がれ、明治五年（一八七二）の学制の発布により県学亀阜学校が開校しました。

「贈正四位松平左近君紀功碑」の碑文と釈文（『風声潮音 高松藩先靈の碑』から引用）

正二位勲一等公爵徳川家達篆額

英雄豪傑君子之行、進則輔君、濟民、退則独自善其身。此レ
在^ニ国家平時^ニ乃^チ尔^リ。若^シ夫^レ天下之禍、外^ハ似^ニ太平無事^ニ而中実^ハ有^ニ
不測之憂、当^ニ此^ノ時^ニ、以^ニ先見卓識之賢^ヲ而処^ニ嫌疑^セ難^キ為^シ之地^ニ、
其^ノ規画施設^ハ寄^セ物^ニ託^シ事^ニ、跡^ハ涉^ル詭秘^ニ、亦^有不^レ得^レ已^ム者^一存^ス焉。況^ン
其^ノ功績陰然^{トシテ}贊^ニ襄^{スルコト}王業^ノ中興^ヲ、久^{シクシテ}而後^ニ著^{ルルヲヤ}。是豈可^ニ尤^モ表章^ス
者^ニ非^ズ耶。如^ニ我^ガ故藩^ノ左近公子^ノ即^チ是也。

英雄豪傑や君子の行というものは、進んでは君主を輔佐し衆民を救い、退いては独り其の身を立派に処することだという。これは国家の平時にあつてはその通りである。しかししもだ、天下が禍乱に遭い、外は太平無事であるのに似ているにも拘らず、その中に実は測らざる憂患があるという時、この時に当たつて身は先見卓識の賢人でありながら、嫌疑を受けて思う事を為し難いという情況にいたとするならば、彼が規画し施設する方策は、或物事に寄託して行い、その跡は何でもなかったようにごまかしかくしてしまふといったものにもなるというのも、何ともやむを得ない事情が存するのである。まして其の功績が隠れた所で王業の中興を助けるものであつた事が、久しい後に著れるという場合においてはだ。これは何と、最も顕彰すべきものではないだろうか。わがもとの讃

岐藩の左近公子などは、即ちこれなのである。

公子諱ハ頼該、称シ左近ト、別ニ号ス金岳ト。幼字ハ道之助、高松藩主松平襄公ノ庶長子ナリ。母ハ山崎氏ナリ。襄公夫人池田氏ニ無シ子。公子知リ公ノ欲スルヲテント異母弟靖公ヲ讓リテ弗嗣ガ。以テ疾ヲ屏ニ居ス城南ノ龜山莊ニ。為人英明豁達ニシテ、材兼ニ文武ヲ。少ニシテ而慕ヒ宗藩水戸ノ学風、慨然トシテ有リ尊王之志。而ルニ自ラ以テ其ノ地逼近セルヲ藩主ニ避ケテ嫌ヲ不ル敢テ思ハ有ラント所ニ寄託シテ行フ其ノ志ヲ者也。天保十年、公子年三十二ナリ。時ニ驩虞ノ治久シク上下恬熙ナリ。公子竊聞ニ外寇窺ヒ辺ヲ九重軫念シタマフト、心以テ為ス憂ト。初メ公子以テ生母信ヅルノ仏ヲ故ヲ研ニ鑽シ法華經ヲ有リシテ獲ニ于其ノ八品ニ所中顯説スル也。至ッテ是幡然トシテ曰ク、此レ独リ不當ニ以テ寄託而行フ吾志ヤ耶。且昔者蓮公方ニ鎌倉ノ盛時ニ知リ大難ヲ將下ニ著作ニ著論ヲ誠ニ上レ之ヲ。今日之事、蓋シ或ラント類スルモノ此ニ。会所ノ識僧曰ギ顓在リテ京師ニ出ニ入ス禁中ニ。公子因テ密ニ託シテ上書ヲ奏ニ陳シ意見ヲ、論ジ尊王壤夷ノ不レ可レ緩クス、且ツ請フ己藉ニ仏教ヲ以テ凶中報效ヲ。迄リ嘉安之際ニ、国家多キコト故果シテ如シ其ノ言。戊午党獄興リ、尋有リ桜田阪下之變、幕府逮ニ捕スルコト亡命ノ志士ヲ太急ナリ。先是公子有リ疾浴シ有馬ニ、又候ニ嫡母ノ病ニ于江戸ニ

往返ニ微服シテ訪ニ察シ沿道ノ民情ヲ益々知ル教化之為ニ急也。既ニ歸リテ巡ニ歴シ郡邑ヲ講ニ法華經ヲ寓スルニ以テ尊壤ノ大義ヲ建テテ精舎ヲ于東郊ニ命ジテ曰フ大雄庵ト。遠近ノ緇素麁至シテ承ク教ヲ至ニ是志士混来竄者甚衆。公子皆受而庇之。時ニ諸藩率憚幕府ヲ逐フコトヲ客極メテ嚴ナリ。惟竄大雄庵ニ者ノミテ公子之故吏モ知リテ而不問ハ。文久三年海内ニ尊壤論益々起ル。公子為ニ藩ノ出ス使ヲ京師ニ初メ党獄興、藩士長谷川秀驥坐シテ而当ニ死ス、公子救ヒ解獲有。秀驥喜与ニ四方ノ豪傑一結ブ交リヲ。於テ是ニ公子陰授ケ旨ヲ先ツ往キテ俾ム探ラ形勢ヲ迄公子至ルニ豪傑多ク来リテ謁ヲ。公子又因リテ所昵公卿ニ申ニ奏ス意見ヲ。天皇嘉獎シテ特ニ賜フ御扇ヲ。公子モ亦献ジテ刀ヲ謝恩ヲ。甲子之變、長門ノ木戸孝允高杉春風伊藤博文来リテ而匿于讚一依ル公子ニ。州ノ処士日柳政章小橋以文藤川忠猷等以幕疑囚于獄、亦頼公子ニ而獲免ルヲ。公子至ニ京師ニ時、有リテ旨俾与ニ族頼覺一夾輔藩政。迄甲子ノ變、作シテ議ヲ不合ハ移シテ病ニ辞罷ス。明治元年有リ伏見之役。王師来リテ討我藩ヲ。先是靖公既ニ老イ世子懿公立。方ニ臥病ニ、挙レ事ヲ託ス公子ニ。時ニ京畿纔平。關東未靖、諸藩觀望人心恟々。公子於ニ是ニ内ニ諭シ大義ヲ外ニ陳ニ藩情ヲ以テ身ヲ周旋スルコト甚悉ス。既ニ而冤霽罪釈王師ハ不膏銖、而シテ

海南底^{いたリ}定^{マル}。其^ノ功蓋^シ居^レ多^{キニ}焉。公子素^{ヨリ}羸弱^イ、是^ノ歲疾益々^{ハシク}劇^{ハシク}、八月六日卒^ス。距生^ハ文化六年三月十四日^{ニシテ}春秋六十^{ナリ}。仏諡^シ曰^フ本行院殿慈門金岳源該日教大居士^ト。遺命^{ニテ}葬^{ラル}于城南山崎^ノ本堯寺^ニ。

公子は諱は頼該^{よりかね}といい、左近^{さこん}と称し、別に金岳と号した。幼時の字は道之助といい、高松藩主松平襄公（頼儀）の庶長子である。母は山崎氏である。襄公の夫人池田氏には子が無かった。公子は公が異母弟の靖公（頼胤）を立てようと思っている事を知って、これに譲って自分は継嗣にならなかった。そして病氣を理由にして城南の龜山莊に閉じ籠った。公子の人がらはすぐれてかしこく度量が大きく、その才能は文武を兼ねた。少時から宗藩の水戸の学風を慕い、時勢に感じて尊王の志が湧き上がって来るのであった。しかるに自分の地位は藩主に接近しているので、機会を得て藩主にとって替わろうとしているのではないかといったような嫌疑を受けないために、何かにかこつけてわが志を行おうという考えは、憚^{はばか}ってもたないでいたのであった。天保十年、公子は年三十二であった。その時歡樂の治は久しく続き上下太平無事の世であったが、公子はひそかに、外敵がわが辺境をうかがい、天朝では御心配遊ばされているという事を聞き、心にそれを憂いとした。はじめ公子は生母が仏教信者であるので、母の意にそう為に法華經の教義を研究し、法華八品の中からその義趣を明かに説き明かす所があったのである。今天下の急を知り、それまでの考えを翻^{ひるがえ}してこう思った。

今となつてもまだ事にかこつけてわが志を行ふべきではないのだろうか。そしてまた、昔日蓮上人が鎌倉幕府の盛だった時に天下の大難を知り、著作論書を出して世を警めようとしたものだが、今日の事態はどうやらこれに類するものがありそうだと。折から知り合いの僧日顚にちぎが京都で御所に出入をしていた。公子はそれでひそかにお上にさし上げる書状をこの僧に託することにした。その書状はわが意見を陳べて上奏するもので、尊王攘夷を緩めてはならないことを論じ、又自分は仏教を借りて皇恩に報い奉ることを願ひ出たものであった。嘉永安政の頃に至つて、国家に重大な出来事が多く発生したのは、全く公子の予言した通りであつた。安政五年戊午の歳には志士たちが投獄処刑される事件が興り、引き続いて桜田・坂下の変事があり、こうした際に幕府は亡命する志士を逮捕する事が矢継ぎ早に続いた。これ以前に公子は病気で有馬に入湯したり、又立て前からして正当の母である襄公夫人の病氣見舞に江戸に赴いたりしたが、その往き返りには身をやつして沿道の処々を訪ねて民情を視察し、ますます士民を教化する事の急務であることを知つた。帰国してから郡部の村々を巡歴して法華經の講義をする中に尊王攘夷の大義を寓させ、また東の郊外に道場を建てて大雄庵と名付けた。すると遠くからも近くからも僧俗の人々が群がり来つて教えを聴問した。こうなると、その中に志士たちも混つて来て身を隠す者が甚だ多かったが、公子はこれらを皆引き受けて庇護ひごした。当時諸藩では大抵幕府に憚つて、亡命の客を追跡して捕えようとする事が極めて嚴重であつたが、ただ大雄庵に隠れた者だけは、公子の息がかかつていることがわかるので、役

人も知りながら不問に付した。文久三年には、海内に尊攘の論がますます起こった。公子は藩のために京都に使を出した。はじめ志士たちの投獄処刑の事が興って来ると、藩士長谷川秀驥はそれに連坐して死刑に処せられそうであったが、公子がこれを救済し解除して宥免ゆうめんされることを得た。秀驥は喜んで四方の豪傑と交際を結ぶようになった。そこで公子はひそかに胸中を示してやり、まず京に往って形勢を探らせた。それで公子が上京すると、豪傑らは多くやって来て公子に謁見した。公子は又親しくしている公家たちに頼んで、自分の意見を帝に奏上した。天皇はお喜びになり又その忠烈を奨励される思し召から、特に御扇を下賜なされた。公子も刀を献上して皇恩を謝し奉った。元治元年甲子きのえねの歳の蛤御門の変事に遭って、長州の木戸孝允・高杉春風（晋作）・伊藤博文は讃岐に来て身を匿かくし、公子に頼った。讃岐の処士（仕官せぬ士）日柳政章（燕石）・小橋次文（安藏）・藤川忠猷（三溪）等は皆幕府の嫌疑を受けて獄に囚われていたが、これらも公子のおかげで放免される事が出来た。公子が京都に上っていた時、藩公のお声がかかりで公族の頼覚（大膳）と協力して藩政を輔佐するように命ぜられた。しかし甲子の変が起こるに及んで、互いの意見が合わなかった。ので、病気を理由に辞職した。明治元年に伏見の役があり、我が藩は朝敵の名を蒙り、官軍は来たって我が藩を討つことになった。これ以前に靖公は既に老によって隠退し、世子の懿公（頼聡）が立っていた。公は折から病床に臥し、大事はすべて公子に託した。当時京畿はやっと平定したばかりで関東はまだ静安にならず、諸藩は形勢を觀望するばかりで、人心はただびくびくしている。

かり。公子はそこで内藩士たちに向かつては大義を諭し、外征討軍に対しては藩の状況を説明し、わが身を犠牲にしてあれこれと、とりもちに手を尽くした。その揚句藩の冤罪えんざいは霽れ処罰はは許されて官軍は刃に血塗ることなく引き揚げ、そして四国は安定に至った。ここに至った事には、公子の功績が恐らく多大であったといえよう。公子はもともと弱い体質であり、劇務の果てに病気はますます激しくなり、八月六日に逝去した。誕生は文化六年三月十四日の事であり、享年は六十であった。法名を贈って本行院殿慈門金岳源該日教大居士という。遺命によって、城南山崎の本堯寺境内に葬られた。

公子ハ不^レ娶^ラ無^シ嗣。少時好^ミ学^ヲ起居如^シ書生。藩嘗^テ勅^ム孔廟^ヲ于学。公子大^{イニ}喜^ビ、為^ニ撰^{シテ}碑^ヲ建^ツ之^ヲ。平生存^シ心^ヲ王室、歴朝ノ皇譜陵寢皆悉^ク諳^ス記^ス。尤^モ悼^ミ承久延元^ニ狩駕不^リ回^ラ、毎^ニ逢^フ聖忌^ニ輒^ニ斎戒默坐^シ、若^{ゴト}有^{ルガ}所^レ思^フ。崇徳天皇陵ハ在^リ城西ノ白峯^ニ。文久三年値^ヒ七百年ノ聖忌^ニ、公子遣^{ハシテ}人^ヲ戸^{ゴトニ}諭^シ往^{キテ}拜^{セシム}。又欲^{スルモ}表^シ安德天皇、屋島宮址^ヲ設^ケ二壇^ニ、一意^ニ尊^ブ王^ヲ。祀^ヲ未^ダ果^サ卒^ス。公子ハ英明文武^{ニシテ}私^ニ淑^シ宗藩、義烈^ニ二公^ニ、一意^ニ尊^ブ王^ヲ。又夙^ニ察^シ時變^ヲ有^リ所^ニ規画^{スル}。唯^{以テ}身居^{ルノ}嫌疑^ニ故^ヲ上^ノ其^ノ寄託之跡時^{トシテ}涉^リ詭秘^ニ、人或^{イハ}往々惑^フ之^ニ。公子卒^{スル}之四十八年、今上即位^{シタマフ}。詔^{シテ}旌^{アラワシ}先

朝勤王^ノ者^一ヲ、贈^ニ公子^ニ正四位^一。於^レ是^ニ曩^三之所^一以^ノ涉^ニ詭秘^一者ハ、曉然^{トシテ}明^{ナリ}白^{ナリ}。世咸服^ス英雄君子之行^ノ終^ニ不^レ可^レ及^一矣。頃者^{このころ}有志胥^{みな}議^シ為^ニ建^ニ碑^一ヲ于其^ノ居址^ニ以^テ識^{シテ}弗^{上レ}、來^{リテ}徵^ス謙^ニ文^一ヲ。顧^{ミルニ}謙何人^ゾ。浅学不文^{ニシテ}、惟恐^{ただルルノミ}不^レ能^ハ顯^一揚^{スル}潜德^一。乃^チ謹^{ンデ}採^リ其^ノ行事之大畧^一、俾^{シムトウクセ}勒^二于石^一ニ云^フ。

大正九年歲次庚申五月

東京、僑士讃岐、牧野謙撰^ス。

京都、退士高松、山田得多敬^{ツツシ}書^ス。

高松、山本瀧二刻^ス。

公子は妻を娶らず子も無かった。少時學問を好んで、起居するさまはまるで書生のものであった。藩はかつて藩學に孔子廟を創設した。公子は大いに喜び、それで自ら撰文して碑を建てた。平生王室を心におき、歴朝の皇室系図や御陵の事は皆悉く諳記していた。最も悼み奉ったのは承久や延元の世に後鳥羽院ら三上皇や後醍醐天皇ら南朝の天子が還幸なされなかった事であり、これらの方々の御忌日に逢う度に必ず齋戒して黙坐し、何か思念する事があったようである。又崇徳天皇陵は城西の白峯に在るが、文久三年その七百年祭の御忌日に値った時、公子は人をやって家毎に教え諭させて、人々が白峯陵に参拝するようにした。それから又、安徳天皇の屋島行宮の跡を明らかにして壇や垣を設け祭祀をすることにしたいと願っていたが、それを果たさないうちに逝去した。公子は

すぐれて賢明で文武の道に達しており、宗藩の義公（光圀）烈公（斉昭）の二公を手本として慕い、ひたすら尊王に生きた。又早くから時世の変化を察知し、何をしようとはかる所があった。ただわが身が嫌疑を受けている情況に在ったが故に、そのかこつけた事の跡が時としていつわり隠したもののように見えるのもあって、人は往々これに戸惑いすることがあるのである。公子が逝去して四十八年目に、今上天皇は即位したもうた。詔をして、先帝の御代に勤王のはたらきをしたものを顕彰なされ、公子に正四位を贈り給うた。この情況になって、さきにいつわり隠しのように見えたものの実態はもはや明白である。世の人は皆、英雄や君子の行が結局だれにも及ぶことの出来ないものである事に感服するのである。このごろ、有志の人たちが皆で相談して、公子のためにその居館の跡に碑を建て、公子の事績を記し残して忘れないようにしようときめ、私謙次郎の所へ碑文の作製を依頼に来た。私は顧みて思うに、謙次郎が何人ぞや。なんびと浅学にして文章も下手なこの身、ただ公子の隠れた徳を明らかにすることの出来ないことを恐れるばかりだ。それで謹んで公子の行われた事績の大略を採り上げて記し、石に刻ませるというまでである。

僑士Ⅱ他郷に身を寄せている者。

退士Ⅱ隠退した者。

5 講道館

高松藩では、初代松平頼重以来歴代の藩主が儒学の振興に力を入れ、儒教による藩士の教育に力を注ぎました。頼重は、寛永十九年（一六四二）に高松藩主となると、水戸藩から付けられた岡部拙斎と深川安斎を儒者として高松に伴い、二代藩主頼常も、湯島聖堂で林信篤（鳳岡）の高弟であつた菊池武雅（半隠、一六五九～一七二〇）、岡井張（氷室、？～一七三九）をそれぞれ三百石で召し抱えました。さらに、元禄十五年（一七〇二）には城下の中野天満宮の南に講堂を設置し、菊池武雅に釈奠（せきてん）の祀りを執り行わせるとともに、十河順安、根本弥右衛門に命じて、藩士はもとより農民や町人にも経伝（「書経」、「易経」、「詩経」、「礼記」、「春秋」とそれらの注釈書）の聴講を許しました。

三代頼豊の時代に一時衰退を余儀なくされた講堂は、四代頼桓の時代に再興されて、青葉士弘（一七〇三～一七七二）の監督のもと岡長祐（？～一七七六）、菊池武賢（黄山、一六九七～一七七六）らが教育に当たりました。高松藩中興の祖とも言われ財政再建や殖産興業を積極的に推し進めた五代頼恭のもとでは、菊池武賢、青葉養浩、岡井赤城、後藤芝山、柴野栗山ら優れた儒学者を多く輩出しました。

安永九年（一七八〇）、頼恭の長男である六代頼真は、頼常が創建した講堂を中野天満宮

の北に移転拡張し、藩校・講道館を建設しました。ここでは後藤芝山を総裁として青葉半山、久保城山、菊池武賢らに四書五経や文選、十八史略などを講義させ、芝山が定めた「規画学制」と称する就学規則に則って厳格な教育が施されました。水戸徳川家から入って高松藩を継いだ九代頼恕は、天保三年（一八三二）に講道館構内に大聖廟を建設して、それまで披雲閣に安置していた孔子象を移して春秋の釈奠の祭祀も執り行わせました。

講道館では、朱子学のほか国学や史学、神道も、勤王思想も重視され、詩文や兵学、音楽、武家の礼式なども教えられました。江戸時代の後期には、山田梅村、藤沢南岳、片山冲堂、岡内春塘らが教授陣に加わり、それまでの朱子学に加えて古文辞学や陽明学など社会の変革に即応した実学としての内容が備わりました。そして、幕末には洋学校も設けられますが、明治五年（一八七二）の学制の施行によって廃止されました。

6 新建大聖廟記碑

湯島聖堂をはじめ各地の藩校では、儒教の先学を尊び、儒学興隆と学業大成のシンボルとして聖堂を建設し孔子像を祀りました。高松藩校講道館の孔子像は、参議小野篁（八〇二〜八五三）の作で足利学校に祀られていた聖像と伝えられ、高松藩儒岡井家が手に入れた岡井鼎（赤城）が八代頼儀に献上したとされています。

講道館の聖廟は、安永九年（一七八〇）の講道館建設に遅れること半世紀余の天保三年（一八三二）に建てられ、これ以後孔子像は城内から講道館構内に安置され、春秋の釈奠（せきてん）の祭祀も講道館が廃止されるまでの四十年間にわたって連綿と続けられました。

新建大聖廟記は、この聖廟の新築と釈奠の恒例を記念して、二年後の天保五年（一八三四）に松平左近（頼該）が撰した文章です。しかし、その後巻物のままで長く聖廟に保管されていたことから、十一代頼聰の命によって、文久二年（一八六二）になって建碑が実現しました。もとは、講道館の敷地（現在の香川県庁東館から日本赤十字高松病院の本館にかけての場所）にありましたが、現在は、香川大学附属高松小学校内に移されています。

参考文献

『讃岐人物風景9 幕末から維新へ』

『霊源寺のブログ』

『わが町の文化財探訪』高松市文化財保護協会 市原輝士・宮田忠彦 昭和五十九年十月

『高松市旧市街全図』

『高松市都市計画図』

『高松市中野町公園五十周年記念 ふるさと中野町 第二巻』ふるさと中野編集委員会

平成二十二年十二月

『中野町八十周年記念誌 ふるさとなかの』ふるさと中野編集委員会 平成十五年四月

『風声潮音ー高松藩先霊の碑ー』市民文庫シリーズ21 高松市図書館 平成十年三月

『高松藩校講道館』後藤芝山先生顕彰会 二〇一六年十一月

平成30年10月14日(日)ふるさと探訪「明治150年企画①:松平頼該(左近さん)を訪ねる」



10月14日（日）復路

◆ことでんバス（まちなかループバス）

【西廻り】

県庁・日赤前（12:01 発）→瓦町駅東口（12:12 着）→
高松駅1番のりば（12:40 着）

次回のふるさと探訪は…

テ ー マ 「聖通寺山を歩く」（予定）

と き 平成30年11月18日（日）9：30～正午頃

集合場所 未定

講 師 坂出市職員

探 訪 先 塩釜神社、津島寿一像、久米通賢像、三土忠造像、
聖通寺山頂（積石塚跡）、ゆるぎ岩 など

参 加 費 無料

☆公共交通機関を御利用ください。

☆広報「たかまつ」11月1日号に開催案内を掲載予定です。

☆小雨決行。当日、警報が発令された場合は、中止とします。

なお、中止かどうか御不明な場合、午前7時30分～9時30分
に文化財課（Tel 087-839-2660）でお知らせします。

（電話が通じない場合は実施予定ですので、集合場所にお集まりく
ださい。）

「ふるさと探訪」に 参加される皆様へ

※参加中は、次のことに充分留意し、意義のある探訪としましょう。

- 1 交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう。
(必ず歩道を歩き、歩道が無いところでは、
道路の端を一列で歩きましょう。)
- 2 無理をせず、体調には十分気を付けましょう。
- 3 引率者の指示に従い、整然と行動しましょう。
- 4 マナーを守り、他人に迷惑がかからないよう気をつけましょう。
- 5 文化財や自然を大切にしましょう。